

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年12月3日（金）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 農業委員11名、推進委員3名

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4		11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7					

4. 欠席委員 鶴山久雄、上田美加子、安井進（3名）
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事案件
 - 議第1号 農地法第3条第1項について申請の件
 - 議第2号 農地法第18条第6項規定について通知の件
 - 議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
 - 議第4号 その他
 - 1) 相続税猶予の適格者証明について
 - 2) 許可・受理の取消願について
 - 3) 専決処分の報告について
- 報告第1号 農地法第3条第1項について申請の件（公売物件）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁
7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から12月の定例委員会を開催致します。
 本日は、鶴山委員と上田委員は欠席ですが、委員11名出席で、定数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。
 （会長あいさつ）

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
 私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
 （異議なしの声有り）

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に10番、奥本委員さんと11番、本郷委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため売買及び贈与による所有権の移転でございます。

番号1番、申請地、礪野町□□□番1 (田) □□□□㎡、

譲受人、礪野町、□□□□、譲渡人、礪野北町、□□□□□ (成年後見人 □□□□)

売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大でございます。

譲受人の耕作地面積は、3, 232㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第1番目、礪野池より□□に約□□mのところであります。

番号2番、申請地、大字田井□□□番 (田) 現況 (畑) □□□㎡、

同じく、大字田井□□□番3 (田) □□□㎡、

合計面積1616㎡

譲受人、大字田井、□□□□持分1/2、□□□持分1/2、譲渡人、大字田井、□□□□、贈与による所有権の移動です。

譲受人の耕作地面積は、35, 813㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第2番目、田井墓地より□に約□□□mのところであります。

以上、議第1号につきましては、2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 質問がないようですので採決致します。

それでは、議第 1 号、農地法第 3 条第 1 項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手／多数挙手)

議 長 (全員挙手／多数挙手) ですので、議第 1 号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第 2 号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第 2 号、農地法第 18 条第 6 項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号 1 番、申請地、大字磯野□□□番の一部(田) □□□□㎡の内、□□□㎡

借受人、磯野町、□□□、貸出人、磯野町、□□□□、

解約理由は、借受人の規模縮小のためでございます。

以上、議第 2 号につきましては、1 件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 他に質問がないようですので、議第 2 号、農地法第 18 条第 6 項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは、続いて議第 3 号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案書 2 ページをお願いします。議第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者、大字田井、□□□□、

利用権を設定する者、大字田井、□□□□

利用権を設定する農地、大字田井、□□□番 1 (田) □□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年間でございます。

整理番号 2 番、利用権の設定を受ける者、御所市、□□□□□□□□、

利用権を設定する者、大字田井、□□□□

利用権を設定する農地、大字田井、□□□番 1 (田) □□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻や野菜を栽培しての利用で、期間は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年間でございます。

整理番号 3 番、利用権の設定を受ける者、大字奥田、□□□□、

利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□、

利用権を設定する農地、大字奥田、□□□番 1 (田) □□□□㎡、

利用権の種類は、貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は令和 4 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 6 年間でございます。

整理番号 4 番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、

利用権を設定する者、大字野口、□□□□□、
利用権を設定する農地、大字野口、□□番 1 (田) □□□□㎡、
大字野口、□□番 (田) □□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は
令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間でございます。

整理番号 5 番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、

利用権を設定する者、堺市、□□□□、
利用権を設定する農地、大字市場、□□□番□□□番合併地番
(田) □□□□㎡

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は
令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間でございます。

整理番号 6 番、利用権の設定を受ける者、南陽町、□□□□、

利用権を設定する者、大字曾大根、□□□□
利用権を設定する農地、大字曾大根、□□□番 (田) □□□□㎡、
大字出、□□□番 (畑) □□□㎡

利用権の種類は、賃借権 (曾大根)、使用貸借権 (出) の設定により、野菜を
栽培しての利用で、期間は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの
3 年間でございます。

整理番号 7 番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、

利用権を設定する者、大阪市城東区、□□□□
利用権を設定する農地、大字池田□□□番 1 (田) □□□□㎡、
利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は
令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号の農用地利用集積計
画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第 2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の
事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる
こと、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件
を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて
頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご
質問などありませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご質問などが無いようですので、採決致します。

それでは、議第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項規定による農用地利
用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手／挙手多数)

議 長 (全員賛成／賛成多数) ですので、議第 3 号につきましては、農業振興課に対し原
案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第 4 号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案書 3 ページをお願いします。議第 4 号、その他の 1 番、相続税の納税猶予に関

する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号1番、所在地、礪野町□□□番1 地目は田、面積は、□□□□㎡、

礪野町□□□番1 地目 畑、 □□□㎡

礪野町□□□番2 地目 畑、 □□□㎡

合計面積2362㎡

相続人、礪野町、□□□□、被相続人、礪野町、□□□□、

以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和3年11月30日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作をされていることの事実確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

(なしの声あり)

議長 ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第4号、その他1番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第4号、その他の1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認については、事務局処理に決定致します。

それでは議第4号、その他の2番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第4号その他の2番、許可・受理の取消願について説明致します。

番号1番、転用届出地、大字有井□□□番9の一部(田) □□□㎡の内、□□.□□㎡

借受人、大字有井、□□□□□□□□、貸出人、大字有井、□□□□、

取消理由は、第5条届出受理書、取得後に住宅用地としての計画が中止となったためです。

本件は、9月の定例委員会におきまして、事務処理規定に基づき、市街化区域農地の転用届出分として専決処理を行い、事後報告致しました案件です。

その後、申請人から第5条届出受理の取消願いが提出されました。

以上、許可・受理の取消願については、1件の願出でございます。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

(なしの声あり)

議長 ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第4号、その他2番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第4号、その他の2番、許可・受理の取消願いの承認については、事務局処理に決定致します。

それでは議第4号、その他の3番の報告第1号を議題と致します。

事務局から説明願います。

事務局 議案書 4 ページをお願いします。議案第 4 号その他の 3 番専決処分の報告について、報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項についての申請の公売分について説明させていただきます。10 月案件で農地の公売に対する買受適格証明願いのご承認をいただきましたが、その落札者が所有権移転するための申請です。本件につきましては、10 月にご承認いただいておりますので、専決処理を行ったものの事後報告でございます。

番号 1 番、申請地、大字松塚□□□番 2 (畑) □□□㎡

申請人、大字松塚、□□□□

公売による所有権の移動でございます。

譲受人の耕作地面積は、13305.25㎡と下限面積は満たしております。

以上、報告第 1 号につきましては、1 件の専決処分の事後報告でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)

議長 ご意見ご質問ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

次に議案第 4 号、その他の 3 番、報告第 2 号を議題と致します。

事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第 4 号その他の 3 番、専決処分の報告について 報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出の件について、説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回、議案と致しましたのは、令和 3 年 10 月 26 日から令和 3 年 11 月 25 日までの届出分でございます。

番号 1 転用届出地、三和町□□□番 3 (田) □□□□㎡

三和町□□□番 1 (田) □□□㎡

合計面積 3685㎡です。

借受人、石川県白山市、□□□□□□□□□□

貸出人、永和町、□□□□□ (成年後見人 □□□□)

転用目的は、店舗で賃貸借権の設定でございます。

令和 3 年 11 月 11 日に確認委員の本郷委員に連絡致しました。

番号 2 転用届出地、東雲町□□□番 (田) □□□□㎡

譲受人、東雲町、□□□□□□□

譲渡人、三和町、□□□□

転用目的は、露天資材置場で売買による所有権移転でございます。

令和 3 年 11 月 11 日に確認委員の本郷委員に連絡致しました。

番号 3 転用届出地、南今里町□□番 1 (畑) □□□□㎡

南今里町□□番 1 (畑) □□□□㎡

合計面積 2081㎡です。

譲受人、奈良市、□□□□□□□□

譲渡人、今里町、□□□□、今里町、□□□□持分 2/3、□□□□□持分 1/3、

転用目的は、一戸建専用住宅で売買による所有権移転でございます。

令和 3 年 11 月 11 日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しました。

以上、第 5 条関係 3 件の専決処分の事後報告でございます。

- 議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)
- 議 長 ご意見ご質問ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の本郷委員さん、鬼頭委員さん、ご確認頂きましてありがとうございました。
議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ないようですので、これで12月の定例委員会を終了いたします。
委員の皆様方、大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 奥 本 正 嗣

署名委員 本 郷 保 則